DCJ ワンポイントアドバイス

Defined Contribution Plan

DCJワンポイントアドバイス

今回のDCJ ワンポイントアドバイスでは、次の内容をご案内しております。

お手元のDCJ事務取扱説明書の内容を補足する部分がございますので、一緒に保管くださいますようお願いいたします。

1. 3月から5月に集中するDC事務についてのお願い

（1）4月の異動にかかる書類の早期提出のご依頼

【ご参考1】 帳票のご提出にあたってのワンポイント

（2）加入者住所等、属性情報更新のお願い

【ご参考2】 加入者属性情報の更新にあたってのワンポイント

2. 個人型確定拠出年金へ移す際の手数料引上げについて

『ＤＣＪワンポイントアドバイス』は、原則、事務をお取りまとめいただいている代表事業主様へお送りしております。グループ会社様へのご案内等が必要な場合は、ＰＤＦファイルを事業主様用のＷｅｂ画面（通称：ＰＳ－ｎａｖｉ）に貼付しておりますので、是非ご活用ください。

2012. 1

日本確定拠出年金コンサルティング株式会社

Defined Contribution Plan Consulting of Japan Co.,Ltd.

１．３月～５月に集中するDC事務についてのお願い

３月～５月は例年、４月の異動の通知や３月末基準で発行される「確定拠出年金・残高のお知らせ」への対応など、DC事務の繁忙期となります。
ここでは、お手続きのスケジュールや、ご注意いただきたい点についてご案内します。

（1）４月の異動にかかる書類の早期提出のご依頼

４月は３月末の退職・転籍（４月１日喪失・所属企業変更）や４月入社（４月１日加入）が集中し、５月の掛金入金までDC事務として最も繁忙な時期となります。

このため例年、書類の早期ご提出をお願いしておりますが、今年も異動の通知書帳票（加入、喪失、所属企業変更、給与・ポイント変更）や掛金通知書帳票につきましては、次のように通常月より前倒しでご提出いただきますようお願いします。

なお、ご提出が遅くなりますとNRKでの異動の登録が間に合わず、掛金の登録エラー発生の原因となり、金額の確定が拠出日間際までできない状況も考えられますので、充分にご留意ください。

① 異動の書類について
次ページの表中の異動の通知につきましては、極力４月１３日（金）迄に通知書帳票をDCJにご提出くださいますようご協力をお願いします。

これ以外の書類のご提出期限につきましては、通常通り４月２０日（金）DCJ必着とさせていただきます。

② 掛金通知について（掛金を自社で計算する方式をご採用の事業主様）
掛金通知書帳票で行っていただいている事業主様につきましては、通知書は極力５月１０日（木）迄にDCJに届くよう、少しでも早めのご提出にご協力をお願いします。

データネットサービスDNSをご利用の場合は、スケジュールの変更はありませんが、前述のとおり、異動の登録状況等によっては掛金登録のエラーが発生し、データの再送信等が必要な場合がありますので、ご了承ください。

【 ご参考１ 】 帳票のご提出にあたってのワンポイント

大量となる４月の異動	ご提出いただく通知書	ワンポイントチェック
４月入社社員のＤＣ制度への加入（帳票でご登録の場合）	加入通知書兼運用指図書	加入通知書（左記）の住所欄に郵便番号はありますか？ 企業欄は記入されていますか？
４月１日の資格喪失（３月末退職）	加入者資格喪失通知書	異動事由欄に○はありますか？ 基礎年金番号は通知済みですか？
ＤＣ掛金の算出基礎となる給与・ポイントの改訂 （掛金をＮＲＫで計算する方式（ＮＲＫ計算をご採用の事業主様のみ））	給与・ポイント変更通知書	給与１またはポイント１の欄に記入されていますか？
人事異動や会社の組織変更に伴う加入者様の所属企業変更	加入者所属企業変更通知書	転籍先企業での従業員番号や限度種別、給与ポイント（ＮＲＫ計算の場合）は記入されていますか？

※４月入社社員のＤＣ制度への加入（帳票、DNS）	資格取得日が４月１日以降の加入手続きにつきましては「確定拠出年金制度に関する同意書」「重要事項確認書」のご提出は不要です（ワンポイントアドバイス２０１１年１２月号ご参照）

③ 書類ご提出にあたって

- 所定の「送付状」を必ず添付ください。
- 「送付状」には同封する帳票種類、部数のご記載、および事業主様お届け印（事務取扱印または実印）の押印も漏れなくお願いします。
- 書類につきましては、少しでも一部でも前倒しでご提出いただければ幸いです。
- 帳票でご通知いただく場合で、大量の異動（目安50件以上）がある場合は、予め弊社営業担当あてご連絡ください。
- 加入登録を帳票「加入通知書兼運用指図書」で行う場合、ご提出の際には必ず「記入・押印省略通知書」を添付してください。
  ＜DCJ事務取扱説明書⇒P.41 V-1 従業員の入退社、*CHECK!* c.「記入･押印省略通知書」について＞ご参照

何卒ご配慮、ご協力のほど宜しくお願いします。

（2） 加入者住所等、属性情報更新のお願い

３月末基準の「確定拠出年金・残高のお知らせ」は、４月６日（金）時点で登録されている加入者様の属性情報に基づき作成されます。ご住所や所属部門コード等の登録変更が未済の場合、加入者様へ直送するプランでは返戻や遅配の原因に、事業主様へ送付するプランでは更新前の所属部門順に出力されて届くなどの影響がありますので、３月末を目処に属性情報を確認・更新いただきますようお願いします。

加入者属性情報の修正には、以下の方法がございます。

① データでの変更：DNS（01－01従業員ファイル）

② 帳票での変更：個人記録汎用変更依頼書（20092）

加入者（従業員）住所変更依頼書（20093） など

例年３月中旬以降は、変更依頼の件数が増加し事務処理に日数を要しますので、帳票で大量（概ね50件以上）となる場合は、前広に弊社営業担当までご連絡をお願いします。

なお、３月末を基準とする「確定拠出年金・残高のお知らせ」の送付は４月下旬に行われる予定です。

【 ご参考2 】　加入者属性情報の更新にあたってのワンポイント

～PS－naviのデータダウンロード機能のご案内～

PS－naviでは、加入者属性一覧などの各種情報のダウンロードが可能です。ご参考までに、活用事例をご案内します。

【ケース1】
加入者様等の属性情報（住所や所属部門コードなど）の登録内容の確認

☞住所や所属部門コードなどは、変更が漏れがちな項目です。ダウンロードした加入者属性一覧と事業主様の人事情報を照合し、変更漏れの該当者を抽出することにより、加入者様の登録情報（住所や所属部門コードなど）の修正に活用することが可能です。

【ケース2】
加入者資格喪失の登録漏れなどの確認

☞希なケースですが、退職者様の資格喪失登録が漏れる事例が発生しています。中断のまま退職したり、掛金通知の際に掛金額を0円と登録すると、掛金額に反映されず、資格喪失登録が漏れていることに気づくのが遅れるようなケース。
ダウンロードデータ（加入者属性一覧）の資格喪失年月日や加入者状況といった情報から、資格喪失登録漏れを確認いただくことが可能です。
資格喪失登録が漏れますと、退職者様にとっては、資格喪失後の各種ご案内が届かないなど、事業主様には事業主返還の資金が入金されないなどの影響もありますので、是非一度ご確認ください。

【PS－navi／ダウンロード機能のご利用手順】

① PS－navi トップページからデータ照会サービスを選択

② データダウンロードのメニューから該当する一覧を選択

③ 以下の画面で「ダウンロード」ボタンを押下すると、CSV ファイルがダウンロードできます。

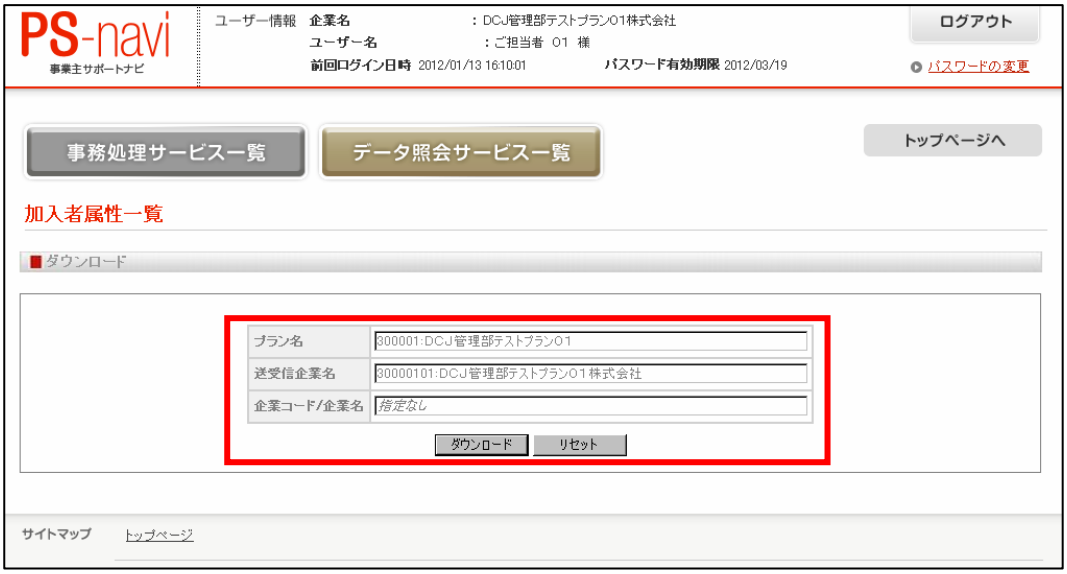

※PS－naviのダウンロード機能の詳細のご説明は、

『PS－navi操作ガイドブック』の

- **操　作　編**　　P.5－1～P.5－8
- **データレイアウト編**　　P.2－1－1～P.2－7－1

をご参照ください。

※ダウンロードいただいたCSVファイルは、データをすべて文字として保持しています。これをエクセルで開く際、エクセルの機能として数字だけの項目については、数値と認識し、数値としてシート上に展開します。このためプラン番号や住所項目で数字のみで登録されている項目（住所漢字3や4などで、"7－1"などと入力している場合）などは数値として認識され、自動的に"0（ゼロ）"を消去したり、住所を日付などで展開、表示されてしまいますので、エクセルの外部データの取り込み機能により文字列でファイルを確認ください（PS-Navi 操作ガイドブック　データレイアウト編　P. 1－0－3ご参照）。

2．個人型確定拠出年金へ移す際の手数料引上げについて

2012年10月1日以降に個人型確定拠出年金に加入される手続き、または積立金を個人型確定拠出年金に移して運用を続ける手続きにおいて、国民年金基金連合会に支払う手数料が変更になる予定です。
また、2012年1月31日以降にご退職された方が、2012年10月1日以降に自動移換された場合は、自動移換手数料（1，000円）が新設される予定です。

詳細は国民年金基金連合会のホームページをご参照ください。

⇒　詳細は国民年金基金連合会のホームページ
（ http://www.npfa.or.jp/401K/index.html　【重要】手数料引上げに関するお知らせ）をご参照ください。

国民年金基金連合会では、2012年10月1日から新たに加入者等の資格を取得した際にご負担いただく手数料（※）を、次のとおり引上げることを予定しています。

2，300円（2012年9月30日まで）　⇨　**2，700円**（2012年10月1日以降）

※受付金融機関において、2012年10月1日以降に受付けた「個人型年金加入申出書」または「個人別管理資産移換依頼書」の手続きに係る手数料が引上げの対象となります。

国民年金基金連合会では、2012年10月1日以降に自動移換される方を対象に、以下の手数料を負担いただくことを予定しております。

自動移換手数料　　1，000円

2012年1月31日以降に退職された加入者様が、自動移換になった場合に、対象になりえます。

これに伴いまして、DCJホームページ、および各種お手続き案内資料につきましても、変更を行います。
事業主様におかれましては、ご退職者様への本件の情報提供につき、ご協力のほど、よろしくお願いします。

本書についてのご照会は、DCJ事務ヘルプデスクあてお願いいたします。（電話番号　03-3283-1861）